駅ホーム点字ブロックに関する一考察(三)(完)

---視覚障害者の歩行と安全配慮----

淹 沢 仁 唱

〈目 次〉

- ─ はじめに──本稿の課題
- 二 視覚障害者とホームの利用
- 三 国鉄都区内駅ホーム点字ブロックの調査
- 四 設置方法の分類(1)
- 五 安全配慮と設置状況(2)
- 六 駅ホーム設置点字ブロックの検討
 - 1 点字ブロックの設置及び保存をめぐる問 類
 - 2 ホーム全体の点字ブロック設置をめぐる 問題
 - 3 国鉄都区内駅全体の点字ブロックをめぐ る問題

七 むすび

- 1 法的検討
 - (1) 工作物の設置・保存の瑕疵及び注意義 務
 - (2) 安全歩行権試論一社会保障の権利として
- 2 今後の課題
 - (1) 以上早稲田大学大学院法研論集第28号
 - (2) 同

第29号

六 駅ホーム設置点字ブロックの検討

が言までで述べたのは、点字ブロックの実態調査に基づく結果である。本章では、これら調査に基づきどのような問題点があるかを視覚障害者の駅ホーム上の歩行の安全とからめて論ずることにする。(1)

1 点字ブロックの設置及び保存をめぐる問題

第一に問題となるのは、間断ある設置である。

一辺15cm のものを二枚ずつで10cm あける設置 法は、点字ブロックラインに直進したら、全く点 字ブロックを触知しない可能性が高い。それほど あけなくても最初から間隙を設けるというのは, 目標地点或いは危険地点到着時の一時停止行動 (即ち「止る」)のための点字ブロックとして問題 がある。図14に見られるようにブロックの縁から 突起まで間隔がある場合にブロックの上に足がの っていてもちょうど突起と突起の間に足がはいっ てしまい, 異物感を感じないという奇妙な事がお こりうる。全盲児の幅の狭い靴底による触知では これがより顕著となる。国鉄都区内駅ホーム縁端 に使用している点状ブロック及び併用型ブロック (点状ブロック部分) は1つのブロックの点状突 起の中心間隔と各ブロックの縁からの点状突起の 中心点との間隔を見ればわかるように、隙間を 0 にして並べると各ブロックの縁の点状突起の中心 が等間隔で並ぶように設計されている。ところが それを離して設置すると其の間隔が違ってくるの である。その点での配慮がないといわざるをえな い。二点間の弁別によって点字ブロックが触知さ れる。しかし、その間隔がくるうと弁別の可能性 が違ってくる。⁽²⁾数 mm あけて設置するのと数 cm もあけるのとを同列に論ずることはできな い。しかし、ブロックの間隔をあけて設置するの は「報告書」の試案のどこにもない敷設法である。

第二に問題となるのは点字ブロックの幅の問題である。停止表示用の点字ブロックとして十分な幅かというとそうではない。まず、幅の狭い物がある。幅が15cmのものは、視覚障害者がそれに気づかずに踏み越してしまう可能性が高い。一定の観念を伝えるものという点から見ると、直進するとすれば15cmのものでは検出率が低いし、30cmのものでも十分な幅とはいえない。⁽³⁾成人の全盲者の大きい歩幅では一辺30cmの点字ブロックでも踏み越しがありうるので50cmのものを使うべ

きとの提言がなされており、他その提言に従えば、現行の国鉄都区内駅ホーム縁端の点字ブロックは総て不適格ということになってしまう。「報告書」には30cmの幅のものはあっても、15cm幅のものは全くない。むしろ、車道に面して設置するときは、最低2列(60cm)以上の幅をもたせてある。的高速で接近してくる車両にたいする停止を警告するための安全配慮という点では、ホーム縁端も歩道も変らないはずである。国鉄の場合当初15cm幅のものが30cm幅となり、ホーム縁端以外ではそれ以上のものが使われだしている。というのは、その必要性のあらわれであるといえよう。

第三に問題となるのは点字ブロックの設置後の 欠落である。足裏だけで点字ブロックを触知する とすれば、十分注意していても点字ブロックを踏 まない可能性がでてくるのである。晴眼者であれ ば、見通すことによって一部欠落していても、そ れを確認できる。しかし、視覚障害者は、足裏で 自分が立っている場所しか触知できないからライ ンに直進した場合等にはたとえ10cm の欠落でも ラインを踏まない可能性がある。しかしもっと問 題があるのは、 視覚障害者が今まで点字ブロック をたよりに歩いてきた場合, 其の方向を失い, 線 路側の方へ歩いてしまう危険性が高いということ である。点字ブロックは危険防止の為に停止させ ることが最大の目的として考えられて設置されて いるから、いきおい線路側近く設置されてあり、 それゆえ、視覚障害者が歩行する場所は、線路側 に近い部分とならざるをえない。その点での配慮 が不足している。

第四に問題となるのは点字ブロックの磨耗(**)である。点字ブロックが当初欠陥を有していなくても、欠陥をもつにいたる場合がある。個々の点字ブロックが、磨耗してくると駅ホームの他のアスファルト舗装に比べてすべり易くなることである。点字ブロックは白線の内側にあって旅客がホーム上最も多く立ち且つ乗降時に、歩行する部分であるのでゴムのように柔らかいものでつは信号としての意味をなさない。いきおい固い材質のもので作る必要がでる。そうすると、日がたち磨耗が激しくなるにつれ、雨に濡れたりすると滑りやすくなる。

2 ホーム全体の点字ブロック設置をめぐる 問題

第一に問題となるのはホーム上の点字ブロック の設置に寸足らずのものがあることである。点字 ブロックが設置してあると思えば、 当然列車の停 止する長さでホーム縁端に点字ブロックを設置し てあると考えるのが常識として当然であろう。と ころが、必ずしもそうではない。 寸足らずの点字 ブロックの列の設置方法がみられるのである。そ してその数が点字ブロック設置ホーム中28ホーム (F•H•J•L)19.0%を占める。視覚障害者が予め、 単独でそういう状況を知るのは不可能にちかい。 この点で、寸足らずの設置は、一定区域の形成に ついて、欠陥があるといわざるをえない。点字ブ ロックをどの範囲まで敷設すべきかといえば、電 車の停止する全長と同じ長さが最適である。列車 全長より短ければ、降車の際に方向を失いやすい。 逆に長すぎると、乗車しようとして待っていても 目の前に電車があると思って前進するとホーム縁 端から転落する可能性がある。列車の長さに比べ て点字ブロックで囲まれる部分が短い場合は、視 覚障害者が往路で島式ホームの中央付近から乗車 した場合に点字ブロックがあり、「この駅は列車の 長さと同じ範囲で点字ブロックが設置されてあ る」と信じ、帰路において、たまたま列車の両端 から降りた場合その信頼が裏切られ、点字ブロッ クを踏み越して(踏み越す可能性がもともとある) 点字ブロックを境として考えるとホーム内側に入 り込んでいると思いかねない。そして点字ブロッ クをまだ触知しないので安全だと思いかねず、そ の結果目標を失うことになりかねない。しかも、 最後尾又は最前部の列車から降車した場合、その 付近でホームから列車の進入してくる線路に転落 すると、次の列車が入ってくるときは、進入速度 (最高で80km毎時)との関係で最も危険な位置に 転落するということが考えられる。

第二に問題となるのはホーム縁端の点字ブロックの終る部分と直角に設置すべき点字ブロックが設置されていない(つまり点字ブロックで一定区域が閉塞されていない)ホームが少なからずあるということである。D•H•L のホームが39ホーム

で設置ホームの26.5%を占める。点字ブロックの 設置がなくなる部分を歩行する時は歩きだす方向 によっては、点字ブロックを触知せずにホーム最 縁端に到ってしまうことが無視されている。

第三に問題となるのは点字ブロックのホーム縁端からの距離である。縁からの距離は60cm~190 cm⁽⁸⁾であった。縁との間隔がつかみにくい乗車時の安全配慮という点で問題がある。2 m 前後の所に点字ブロックが設置してあり、常にそこから乗り込んでいるとすれば(視覚障害者の鉄道利用法としては、安全を確保するために、常時利用する駅では一定の目標を決めておいて列車に乗り込むのが普通である。)1 m 前後の距離しかないところから乗り込む時にうっかりすると未だ1 m ホーム縁端まで距離があると思い込み最悪の場合転落してしまう可能性がある。

第四に問題となるのは点字ブロックの設置の複 雑さである。ホーム上の設置方法で問題なのは, 柱をさけるために極端な屈折があったりすること である。例えば突然左へ90度曲り1 m ほどして右 へ90度曲り又1 m ほどして右へ90度曲り又1m ほ どして左へ90度曲るという, (9)晴眼者が見ればホー ム上の鉄柱を避けるためにこのように設置されて いるとわかるが、全盲者にとっては、その屈折が 階段へ誘導するための屈折か鉄柱を避けるための 屈折かはあらかじめ知ることが困難である。しか も屈折点に方向転換をしめすブロックがない。も し、足でたどっていくと、突然点字ブロックの触 感がなくなり右又は左に90度曲っているのがわか るのに苦労する。しかも, 点字ブロックで囲んだ 部分には鉄柱がある。探しているうちにぶつから ないとも限らない。第三の問題で述べたのと同じ ように, 万一, ホーム縁端からの距離を誤解する と柱にぶつかったり、ホーム縁端から転落するこ とになりかねない。

第五に問題となるのは、点字ブロックが周囲の環境と関連づけて設置されているのか疑問であるということである。点字ブロックにそって歩くとホーム上につきでた物に体をぶつける可能性があったり、(10)物に突き当る場合(11)など線路に転落しなくても別の危険を招く部分もあった。

3 国鉄都区内駅全体の点字ブロックをめぐる 問題

第一に問題となるのは誘導機能のなさである。 転落防止の意味はあっても、安全な誘導という点では、配慮がない。これでは安全配慮という点で不十分である。誘導の意味を考えると公的道路における道路標識とちがい、標識としての統一性がなく、誘導用としては、欠陥を持つといわざるをえない。現在の点状ブロックでは、誘導の意味がないとすれば、視覚障害者を安全に誘導するためのなんらかの措置がなければならない。特別にホーム長手方向の中心線に線状の誘導ブロックが一部にある駅(12)もあるが、これとても、ホーム縁端へ誘導するような設置になっていない。

第二に問題とされるのは乗換駅の点字ブロック 設置の問題である。各々の駅での設置が不十分で あるうえに、ホーム数の多い駅ではもっと問題が ある。すなわち、ホームごとにあったりなかった りする。視覚障害者にとっては、短距離用列車ホ ームであろうと、長距離用列車ホームであろうと ホーム縁端から転落するという危険性に変りはな いのである。

第三に問題となるのは点字ブロックに関する研 究成果の摂取が不足しているということである。 安全協会の点字ブロックの試案には15cm 幅のも のはない。国鉄の点字ブロックはその点の成果を 完全に無視したものとなっている。さらに64点ブ ロックは、「屋外においては、砂利等と混同し、認 知性が低下するため、現在使用されている 6×6 (36個) の半球突起体を有するものの方が認知性 が良いとの確認を得た。」(13)とあるように64点ブ ロックは、少くとも屋外においては、好結果ので るものではなかった。それを幅15cm にして設置 したのが正方形16点ブロックである。現在ある点 字ブロックは国鉄側回答によれば1976年以降修理 又は竣工がなされているという。1973年にできた ものもある(14)というが、すべて76年以降修理又は 竣工がなされたのだとすると、改善する機会があ ったにもかかわらず、国鉄は、安全センターの研 究成果を殆ど無視してきたといわざるをえない。 さらに、成果の摂取が不足している根拠として点 字ブロックの意味が必ずしも関係者に正確に理解されていないことがあげられる。朝日新聞1982年8月5日付の国鉄本社の話では点字ブロックを危険を警告するためのものであるとし「乗車口表示の話,聞かないですし……」といっているが,松戸駅では実際に乗車口表示の点字ブロックを設置しているし他にも例はある。(15)国鉄関係者が松戸駅乗車口表示を知らぬというのは,それだけ松戸の例が一般化していないということである。また,あきらかに横への移動を誘導する機能をもつ併用型ブロックを設置している駅ホームもあり,(16)警告ブロックとしての意味をもつだけではないはずである。設置者も実態がよくわかっていないのではないかと思われる。

第四に問題となるのは点字ブロック設置に統一 基準がうかがえないということである。点字ブロ ックが東京都区内駅ホーム縁端におけるものだけ でも7種類も使われている。ホーム縁端を示すた めの点字ブロックが、何故7種類も使われねばな らないのか理解に苦しむ。都区内各駅のホーム全 体の点字ブロック設置について似たものはあって もい流一的な基準がらかがえるかといえば、現状 ではないとしかいいようがない。個々の点字ブロ ックの種類の多さ、誘導方法の不統一(18)は、どう みても設置の統一的意思をうかがわせるにたり ぬ。また、1977年以降国鉄内部の設計資料として 41点ブロックが提起されてきているといわれ る。(19)しかし、36点ブロック及び64点ブロックが その後設置されているのは基準が不徹底であると みてよい。記号としての正確な意味をもちえない 施行方法をいろいろの駅でとっているということ は、一駅でもし完璧な(それが実際にあるのかど うかはともかくとして) 点字ブロックの施設があ ったとしても、旅客が複数の駅を利用することを 考えると完璧に設置した所とそうでない所で混乱 を生じさせることを意味する。つまり全体として みると、安全配慮に欠ける可能性が生じるのであ る。信頼したがために安全でなくなることもある ことを注意すべきである。設置方法がいい加減で あれば、認知性の高いものが一部にあったとして も,全体として信頼できないものになってしまう。 しかも、国家的統一性がない上に鉄道という特に 危険な状況が生じるところでの研究開発の弱さ

は、視覚障害者の安全を配慮することをおろそか にしてきたあらわれといえよう。同一の企業体で ありながら、種々雑多な方式の点字ブロックが使 われていることは、視覚障害者の歩行に対する配 慮のなさを示すものといえよう。工事の時期によ って、三種類の点字ブロックを脈絡もなく使って いる。(20)早くから「歩行誘導情報を伝達しようと する場合その内容の統一化の問題は、限られた狭 い地域での統一化の問題ばかりでなく、全国的地 域での統一的用法の問題としても考慮すべき対象 となる」(21)と提起されていたが、国鉄のしかも東 京都区内という極めて狭い範囲内でもそれが行わ れていないのである。設置の基準が国と市で違う ために視覚障害者が止るのか進むのか迷ったとい う例がある。(22)これと同じ事が、駅ホームで起き る可能性がある。ある駅では、階段口へはあきら かに誘導の意味で点状ブロックを使用している場 合があり、そのさいにそれが階段への誘導用か、 単なるホーム縁端から一定の距離を示す、つまり 停止のための点状ブロックなのかわからないとこ ろがある。しかも、別の駅へいくと、誘導用に線 状ブロックを使っているといった例もあり、階段 までの誘導用に、点字ブロックで囲まれた一定区 域から一方のホーム縁端よりに一列だけ長く点状 ブロックを敷く(23)という晴眼者でも理解しにく い方法で設置してあるところがある。統一的基準 を狂わせる設置物は、全体として見れば不信感を ますだけで、むしろ、あらたな障害となる。体系 性を欠いた点字ブロックの設置は危険ですらあ る。基準が区々ということは信号を区々に設置す るに等しい。現在のホーム縁端における点字ブロ ックは (1)継続的直線歩行 (2)屈折地点における方 向転換行動 (3)目標地点或いは危険地点到着時の 一時停止行動即ち「進む」「曲る」「止る」のうち (3)に対し注意を与える機能しか有していない。そ れは単に点字ブロックが点状ブロックが殆どであ り、おもに一定区域への障害者の囲い込みのみを 考えたものだという理由だけではない。全体の駅 の設置方法及び設置状況をみた場合, 一部の駅, 一部のホームで誘導のためのブロックを設置して も、規格、基準がばらばらなため、役にたつこと が少なく、むしろ視覚障害者に混乱をもたらすも のとなっているからである。

第五に問題となるのは、そもそも点字ブロック 自体に一定の機能上の限界があることである。点 字ブロックの利用の制約性という点では次の問題 がある。点字ブロックにそって歩こうとすれば、 点字ブロック上に人が立っている場合は歩けな い。これは、調査した私自身が痛感したことであ る。少しでも旅客が多くなりだすと、旅客は必然 的にホームの線路側に立ち始める。当然,白線の 内側にある点字ブロックをたどろうとすれば、旅 客とぶつかってしまう。島式ホームにいて安全を はかって歩こうとすれば、ホームの長手方向の中 心線を歩くべきだろうが、そこには固定された工 作物としてベンチや階段,事務室,ごみ箱,柱等 がある。これでは真中は殆ど歩けない。ホーム上 に旅客がいなくなるのは、列車発車後数分間でし かない。視覚障害者と健常者の行動時間帯が重な りあうので、点字ブロック上に一般旅客が立って いる可能性が高い(調査時もそれをよく見かけ た)。旅客にぶつからずに歩こうとすれば点字ブロ ックの外、つまり、一般旅客もめったに歩かない 白線の外側を白杖で探って歩かねばならなくな る。これではホーム縁端に点字ブロックが設置し てあっても役にたたない。視覚障害者は障害のゆ えに晴眼者よりも一層危険な状況に身をおかねば ならなくなるのである。それでは、誘導ブロック としてでなく停止ブロックとしての機能がしっか りとしているか、といえば、そういうわけではな い。今まで考察してきたように不十分なものであ る。つまり視覚障害者の安全をはかる施設として は、現状のホーム縁端の点字ブロックは、一定の 効果は勿論あるにしても設置物として欠陥がある といえる。

- (1) もとより私の行う検討は、先におことわりした 如く心理学的・人間工学的検討という点で不十分 であり、形式的・形態的な面からの検討が主であることを述べておく。
- (2) 福井嗣泰「視覚障害者の道路横断に関する情報 提供システムについての研究」IATSS 研究・研修 助成報告集第3巻54頁参照。
- (3) 第5章注(2)参照。
- (4) 福井前掲58頁参照。
- (5) 「報告書」42頁参照。

- (6) 階段口ではブロックを2列敷設するのが通例である。又、例えば高崎駅一部ホーム階段口(40 cm 角2列80cm)、高崎駅(在来線・新幹線)、大宮駅(新幹線)通路は40cm 角のブロックを使用している。
- (7) 例えば, 阿佐ケ谷, 東中野, 品川, 新宿, 秋葉原, 飯田橋, 赤羽各駅。
- (8) 例えば, 渋谷駅 1番線ホームではホーム縁端より190cm のところあり。
- (9) 例えば, 大崎駅 3 番線ホーム品川方, 品川駅 3・ 4 番線ホーム大崎方。
- (10) 四谷駅 3 番線ホームは点字ブロックをたどっていくと顔面に車掌用ベルボックスをあてかねない。又、柱すれすれにブロックを設けるのは多くの駅にある。
- (11) 渋谷駅 1 番線ホーム原宿方ではベンチにつき あたる。
- (12) 池袋駅 1~4番線ホーム新宿方階段の2つの降り口をちょうど —— につないでいる線状ブロックがある。しかしホーム両端の点字ブロックとは全然つながっておらず、ホーム縁端からそれに到る機能が無いような代物である。もし視覚障害者が、ホーム中央を歩いたら、又歩けたら階段口へ到ることができるという程度のものである。
- (13) 「報告書」20頁参照。
- (14) 高田馬場駅は上野訴訟判決によれば1973年設置である。判時919号82頁参照。1表の国鉄回答(1976年3月竣工)は現在設置されてあるものの最終竣工年のようである。
- (15) 大阪市交通局管轄の地下鉄で新設のものは駅 ホームで乗車口表示用の点字ブロックを設置し ているという(大阪市交通局建設部建築課長鳥井 豊秋・主査岸本禮治郎氏による)。
- (16) 駒込,大塚,秋葉原(1番線ホーム)駅。
- (II) 一部に階段口誘導ブロックも含めて全く同じ 手法で設置しているとうかがえるものがあるが 少ない。例えば大塚・駒込両駅, 巣鴨・田端両駅。
- (18) 例えば、最新の赤羽駅 5 番線ホームの階段ロへ の誘導のための点状ブロックの敷設方法は視覚 障害者にとってどれほどの意味をもつかわから ない。
- (19) 村中前掲77頁参照。但し、この点字ブロックは 検体(本稿にある32点・41点のものを含む4種)

中最もわかりにくいものであるという。

- (20) 赤羽駅。
- (21) 「報告書」6頁参照。
- (22) 前掲秋山ちえ子他座談会木下茂徳報告, IATSS review 第7巻3号186頁参照。
- (23) 上野駅 1~4番線ホーム終端(鶯谷方) は点字 ブロックがホームの片側にしかない部分がある ので、もう一方にあると思ってホーム縁端へ直進 すると落ちる可能性が大きい。

七むすび

1 法的検討

前章までで現在国鉄都区内駅において設置され ている駅ホーム縁端の点字ブロックの検討が終っ た。しかし、駅ホーム縁端に設置されている点字 ブロックの現状は駅ホームから転落した視覚障害 者の損害賠償裁判と関わって種々の法律的検討が 加えられねばならない状況にある。その検討の一 つは損害賠償裁判との関係ではたして現在設置さ れている点字ブロックが駅ホーム上の工作物とし てその設置・保存になんらかの法的問題がないか, 又視覚障害者である旅客に対する運送者の安全配 盧義務との関連でどういう位置にたつのかという ことである。そしてもう一つは、事故が起きてか ら損害賠償をするのではなく、視覚障害者が安全 にホーム上を歩行する場合に必要とされる措置を どういった権利に基づいて主張しうるか、即ち社 会保障の権利としてどのような内容のものを主張 しうるかを検討しておく必要があることである。 前者は事故が生じた場合にのみ問題となることで あり, 具体的には工作物の設置・保存の瑕疵ある いは安全配慮にたいする注意義務の存否というの は、その駅それぞれ個別具体的に立証がなされね ばならない。そして、判決が下されてもその効果 は当該駅乃至せいぜい国鉄全体に及ぶだけであ る。しかし、後者は、視覚障害者の歩行の安全を はかる上でその権利性が認められれば極めて大き な影響力を持つ。それゆえ駅ホームの点字ブロッ クの法的検討は単に損害賠償の視点からのみ検討 すべきではない。本稿では前者の点についてはご くおおまかな指摘にとどめ,後者の点を私の行っ てきた調査及び検討等もからめて少し詳しく論ず ることにする。

(1) 工作物の設置・保存の瑕疵及び注意義務

今回の調査で工作物としての点字ブロックに設置・保存の瑕疵の存否を論ずる場合にいえることは次のとおりである。工作物の瑕疵については、その基準は健常者と障害者;特に視覚障害者とからめては、そのはかる基準が違うことに注意すべきである。判例からみても、危険の発生については、通常の者以外の者への高い注意義務を負わせるものがあらわれてきているといわれる。(1)健常者にとって違法でないものでも障害者にとって違法となるものがあることを留意すべきである。

第一に点字ブロックに間隙を設けること自体が 工作物の設置に瑕疵があるといえるであろう。勿 論数 mm の間隙と数 cm の間隙とではその程度 に違いがある。しかし、10cm も間隙を設けて設置 するのはあきらかに瑕疵がある。

第二に点字ブロックの欠落が放置されており、 それによりなんらかの被害を被った場合、10cm 点字ブロックが欠落していても、その部分では点 字ブロックを触知できない。保存の瑕疵といえよう。

第三に点字ブロックの幅の問題がある。成人の 視覚障害者の歩幅を考えた場合,15cm幅のもの は踏み越しの可能性が高い。危険警告のための停 止線としては15cm幅のものは,極めて不十分な ものであり、30cm幅のものも決して充分なもの とはいえない。それゆえ,安全配慮の点からみれ ば,表1の()付ランクの点字ブロックは,明ら かに瑕疵があるといえよう。

第四に注意義務の内容の問題がある。運送契約を結んでいるからには、危険に遭遇することなく目的地まで運送することが、契約内容となる。それゆえ、点字ブロックがなければ当然、又あったとしても一定の人員による見張りが必要である。運送人の注意義務を論ずるには、工作物の保存、設置に対しても注意が払われているかいなかが問題となるはずである。設置後のブロックの脱落放置は注意義務をはたしていないとみてよかろう。点字ブロックを設けたからといって、安全配慮をはかるための駅員配置を欠いていいというも

のではない。しかし注意義務の内容には、研究成果に注意する義務と、それを摂取し実施する義務があってしかるべきである。少なくとも、今の点字ブロックでは、幅・間隔ともに研究の成果とかけはなれている。

第五の問題として点字ブロックが設置してあっても、その設置方法自体に統一性を欠く場合は、工作物の瑕疵と同視してよいのではないかということがあげられる。道路標識で「止れ」という意味の標識が「進め」という意味で使われていたらどうなるであろうか。それを信頼して通行したら事故を起すことは十分にあるだろう。点字ブロックの設置状況はそれに近いのである。②設置置状況はそれに近いのである。②設置大況はそれに近いのである。②設置大況はそれに近いのである。②設置大況はそれに近いのである。②設置大況はそれに近いのである。○設置大況はそれに近いのである。○設置大況はそれに近いのである。○記書がいるとは十分にあるということは十分にあるというであるといっておりではない。安全のための施設が不統一ということは、工作物設置の瑕疵をあらわしているといってさしつかえないだろう。

第六の問題として点字ブロックの磨耗がある。 磨耗により、すべりやすくなったり触知性が低下 すればいくら十分な長さで設置してあっても危険 をまねくことがある。保存の瑕疵といえるだろう。

最後に工作物設置者の責任所在の問題がある。 もし、同一のブロックでありながら記号の意味が 変っていることに視覚障害者が気付かなかったが ゆえに死傷事故がおきた場合、その法的責任を誰 がとるのか、ということである。その責任者は直 接的にはその施設の管理者であり、同時に全体と してそのような状況を放置しておいた国家である。 点字ブロック等安全配慮施設の研究及び普及が遅 れているのは、国家に責任の一半がある。

(2) 安全歩行権試論——社会保障の権利として安全配慮の責任は、ひとり国鉄にあるばかりではない。国家もその責任を負っているというべきである。それゆえ安全歩行の権利の意味内容を検討しなければならない。そのさい、それをどう打開するか法学的に考察した場合安全歩行の権利というものの考察はさけられない。なぜなら、死傷事故の起きた後の損害賠償や単なる恩恵的措置では安全を守れないことは点字ブロックの調査及び検討で明らかになってきたからである。

第一に安全歩行権の法的根拠として平等権保障の思想がある。点字ブロックの設置は、憲法第14条第1項の平等権保障の具体的実現であるといえる。「すべて国民は個人として尊重される」(憲法第13条)し、法の下に平等であって社会的身分において差別されないからである。晴眼者にくらべて移動の自由を不当に制約されているのは、不平等である。

すいている時間帯を利用せよという主張は、視覚 障害者のもつ健常者と平等な社会参加の権利を否 定する。すなわち、憲法第14条に違反する。健常 者と同等の権利を行使するために、交通手段利用 のために、障害をとりのぞくことが必要である。 その意味で平等権保障として安全歩行の権利が保 障されねばならない。

第二に安全歩行権の法的根拠として自由権の思想がある。なにものにも拘束されない自由が必要である。安全に外へ出歩けないということ自体が自由の侵害になる。自由権の生成過程において、国家のくびきから逃れることを人民は欲したはずである。許された危険という擬制のもとに、障害者が逆に歩行の自由を奪われている場合がある。自由権の生成は、国家からの自由の希求であった。国家の施策、国家により黙認された行為(許れた危険)からの自由も必要である。その自由を享受するためには、国家への要求も必要となってくる。そこに社会権としての安全歩行権が発生する。

そこで第三に安全歩行権の法的根拠として生存 権の思想を吟味せねばならない。個人として生物 としての生存権と生きるための生存権がある。「人 間にとって労働は本来、未来の生活にかかわる、 生きる喜びと、 誇りにつながるものであり、 人間 の諸活動のなかでも, もっともすぐれた人間的営 みであり、多面的、総合的な活動である。 (3)といわ れる。それをするために社会と障害者が交渉をも つことは、 当然必要なことである。 駅ホーム上の 点字ブロックの設置要求は,安全に歩行する権利 として要求しうる側面もあると同時に, 視覚障害 者にとっては、ぎりぎりの生存を確保するための 権利としてまず考えられねばならない。人は生き るために働かねばならぬ。生存権とは、ともに生 きる権利である。そのために社会に出なければな らない。そのためには、健常者と同じ時間帯に交 通機関を利用できなければならない。視覚障害者 の公共交通機関利用は, 生きるための技術を学ん だり、生きるために働く必要から生じ、しかも、 視覚障害の必然性としてひとりで出歩くためには 公共交通機関を利用するしかないのである。それ ゆえ安全に歩行する権利を行使することとは、自 己の生存を満たすための権利行使である。安全歩 行権の性格から、点字ブロックを見ると生存確保 という点のほんの一部分を点字ブロックがになっ ているにすぎない。いな、設置方法によっては、 むしろ、あらたな障害にならないとも限らないの である。安全歩行権の生存権的性格といっても、 それは、二重の意味をもつ。その規範的根拠とし て憲法第13条と第25条(特に第2項)があげられ る。憲法第13条でも国民が個人として尊重され、 生命、自由及び幸福追求の権利は最大の尊重を必 要とするとうたっている。一つは、文字通りの生 物的存在としての人間の個の生存を確保する権利 である。その意味で、絶対にホームから転落させ ないような施設の設置が必要である。もう一つは、 人間として幸福に生きる権利を実現するための権 利としての側面である。できる限り移動の制約な く自己の生存権を行使することができる、その前 提として社会活動や労働に従事しうるために可能 な限り快適に移動できる必要がある。具体的に駅 ホームの歩行を考えてみると、前者の性格の権利 から、安全に乗車しうるための施設や措置を要求 する権利が生じてくるのであり、後者の権利の性 格から、移動のさいの地図とか案内等の措置を要 求する権利が生じてくるといえよう。それは、究 極的に憲法第25条によって保障される権利であ る。安全に歩行する権利の保障という点からみた 場合には、現行の点字ブロックでは、それが十分 な長さで設置されていても不十分なものと思われ る。点字ブロックで囲まれた区域に視覚障害者を 囲い込むだけでは視覚障害者の安全歩行権を尊重 したことにはならないからである。安全に歩行す る権利を保障する施設とは、危険なときに止るこ とができれば良いというばかりではなく、自己の 意思に従って可能な限り自由に且つ快適に歩行し うるものでなければならない。現状のブロックは, どこから階段へつながるのか、どこから乗降りで きるのかわからないブロックなのである。

しかし、単に国家が視覚障害者のために一定の 施策をすればよいというものではない。そこで第 四に安全歩行権の保障として参加権の保障がなさ れねばならない。視覚障害者の歩行のための施設 を考えた場合に必要とされる機能はなにか。それ は、視覚障害者をその施設内(点字ブロックであ ればそれで囲んだ範囲内)に閉じ込めておくので はなく、文字通り社会への完全な参加を誘導し保 障するものでなければならない。"明状の点字ブ ロックにはそれが欠けている。点字ブロックが調 査したように不十分だったというのは、そういう 点での配慮が不十分だったこともひとつの理由と してあげられよう。障害者は、精神又は肉体に障 害をもつから障害者であるのではなく,障害者が 行動することにたいして, 社会が障害を設けてい るがゆえに障害者となる, といわれている。障害 者が、労働を通じてなり、なんらかの行動を通じ てなりして, 社会活動に参加していくにさいして は、その参加を妨げることが許されないのは自明 であろう。人間の発展を保障し、できうるかぎり 等しい条件において社会活動に障害者が参加しう る社会をつくることこそが、各人の自由な発展を 保障する道である。しかし、社会活動へ障害者が 参加するにあたって, まず, 最低限保障されてい なければならないことは、物理的障害の除去であ る。車椅子にたよらざるをえない障害者は、僅か 一段の階段即ち障害――まさにこれが障害者を生 む――があるだけでそこを単独で通り越すことが できない場合がある。勿論、他の介助があれば、 その障害をこえることができる。しかし、それは 本当の意味での障害者の社会的参加を保障したこ とにならない。介護人によって障害者の社会参加 がはかられるとする考えは正しくない。介護人を 常につけることを要求することは、社会生活上不 可能に近い。65それは、障害者一般にいえることで あるが、職業的な介護者をつける資力が不十分な こと、介護者が同居の親族であれば、場合により 障害者のために収入面で貢献せざるをえず、介護 にのみかかわることは経済的に不可能を強いるこ とであり、ボランティアにたよることは常時それ が可能なわけではないからである。しかも、介護 者の状態を考えるとそれを親族に求めることが普 通である。しかし、常時介護者が必要となれば、

介護者たる親族の基本的人権をも否定することになる。(6)障害者が単独でどこでも自由に動きまわれる社会こそ社会国家の基本要素である。完全参加と平等を実現するということは,施設を造るにさいしても,その施設造りに発言をしうる権利を認めることである。点字ブロックの調査で痛感したことは,障害者にたいする施策が実施されるにおいて,障害者の意見が軽視乃至無視されてきたのではないか,という疑問であった。それゆえ,措置要求権としての社会保障の権利としてそれらの施設設置に対して意見を述べる権利というものが必然的にでてくる。それゆえ,安全歩行の権利には施設設置・運営・管理への参加・修正を要求する権利を含む。

最後に安全歩行権の内容が吟味されねばならな い。当該の歩行環境が、利用する者の共有に属す べきものであって、一部の者の便にのみ益するも のであってはならない。全システム(点字ブロッ クだけでなく歩行訓練施設・訓練費の保障も含む) としての安全歩行のシステムを要求する権利が安 全歩行権である。まず、点字ブロックの設置要求 の本源的権利として, 生命を守る権利としての側 面がつぎに通常人・健常者と平等な行動をとりう る権利として社会参加するために不可欠の権利と しての側面をもつといえるであろう。つまり、生 命保持の権利の要求権(ここでは、少なくともホ - ム縁端から転落しないための措置が要求され る)と等し並の社会参加のための措置要求権(こ こでは、参加のために行動することに役立つ措置 例えばホームで手助けを必要とせずに乗り降り出 来る措置)が含まれる。その結果一定の措置乃至 盲人用安全歩行のための器具の貸与・供与の請求 権が発生する。

2 今後の課題

現在の点字ブロックの欠陥は、研究成果が積み 重ねられてきたにもかかわらず、それの摂取と鉄 道ホームというとりわけ危険な場所の鉄道経営者 側の独自の研究が不十分なままに施行されたこと が最大の原因といえる。しかし、その原因をさら につきつめて考えてみれば、この工作物設置者に、 障害者の真の要求を聴く姿勢があったのか、ある いは、それを聴く必然性というものがあったかを 問うてみる必要があるだろう。点字ブロック設置 が単なる恩恵的措置なのか、逆に安全に歩行する 権利を保障する必要な措置なのか社会保障の観点 から考察することこそが課題となる。区々な設置 方法が行われている原因は、一つに、視覚障害者 をあいかわらず、なんらかの施策の客体としてと らえているということがあげられる。国と地方公 共団体で違い、又、都や、区でも基準が違うとい う国家の社会保障にたいする無為無策が結果した ものであるといえよう。交通体系全体を考慮にい れた体系的基準に則って点字ブロックいな、視覚 障害者用施設が設置されなければならない。危険 防止という点で全国的統一基準が最も必要とされ るのにそれのないままに、しかも視覚障害者の移 動制約性のために、その欠陥の発見主張が難しい し、又視覚障害者は自己の肉体の近辺の物を専ら 認知するという感覚障害の特性からくる制約があ るため, 晴眼者ほどには, 欠陥部分の認識が困難 である。逆に晴眼者は特別な知識がなければ、細 部あるいは全体の点字ブロックの欠陥の存在を知 ることができないし、また通常は知る必要もない。 現在の点字ブロックの設置からよみとれる思想は 安全確保に対する一定の配慮はあるものの、障害 者の真の利便・福祉を考えたものではないという ことである。そこには、障害者を施設を利用させ る客体とはみていても, 利用する主体として考え るという視点が欠落しているのではないかといわ ざるをえない。それゆえ設置に対する主体的参加 の保障が必要となる。国と地方とで点字ブロック の基準が違っているというが、国鉄の各駅におい ても、それが縮図となってでているといえよう。 これは、真の視覚障害者のための施策でないから である。つまり、視覚障害者を単なる施策の客体 としてしかみていない, 国家の社会政策イデオロ ギーの反映であるといえよう。その意味で責任は ひとり国鉄側にのみあるのではない。なんらかの 施設を作る場合、それを使用する者の実情に合せ たものでなければ、むしろ強権的に一定の施設の 押し付け、甚だしい場合には、あらたな障害の創 出になりかねない。それの配慮のない社会保障は 社会保障ではない。社会保障の施設というのは, 一面において障害者の福祉につながると同時に、

他面において一定の施策の押し付けとなる。社会 保障を実施する者にその点についての配慮がなけ れば、真の社会保障にはなりえない。

「国際障害者年にあたり、障害者の『完全参加 と平等』の実現を図る決議」において「次の事項 について、全力をつくすべきである。」とし、その 6に「障害者が公共建築物や交通機関等を利用し やすいように改善を図ること」とされた。⁽⁷⁾しか し、これは、駅ホームの点字ブロックに関しては 十分に行われたとはいいがたい。臨調という弱者 切捨ての状況が深まる中で、 今後どのように障害 者の社会参加への道がいかようにされていくか注 意深く見守る必要がある。点字ブロックばかりで なく, 本来ならば視覚障害者が社会に参加してい くためには、街区等の形状を正確につかみらる誘 導用案内図板の設置についても考察すべきであろ う。私自身は、現在の点字ブロックが視覚障害者 の歩行に一定の役割を与えることは認めるが万全 な物だとは思っていない。なぜなら点字ブロック はあくまで危険防止が第一目的であり第二に誘導 がその目的であるとしても, 視覚障害者を単に他 律的に停止させ導く物であって, 視覚障害者が自 律的に安全に歩行するための施設とは思えないか らである。しかも、障害者が点字ブロックを認知 しやすくするために広く敷きつめれば、その機能 である誘導の意味を失いやすく,(8)狭くなれば,視 覚障害者にとって自己の肉体の直近の物しか触知 しえないので認知することが難しくなる。しかも、 点字ブロックは、その目的上触知しやすいもので あるほど足裏への異物感が残る形式とならざるを えない。そして、その上を長時間歩行することは、 足裏への異物感として決して快いものではな い。(9)しかも,他の障害者(10)或いは一般乗客の歩行 にも差障りがあるばあいもある(ハイヒールの踵 をひっかけたり、雨に濡れて滑ったり、さらに、 すりへりすぎるとホームのアスファルトよりかえ ってすべりやすくなる物もある)。勿論これらは, 人間工学の観点からすれば、改良可能のものであ る。しかし、それでもベストの物ではないと信ず る。それは、特に駅ホームにある点字ブロックの 特性が本質的に, 視覚障害者の安全を口実にした, 一定区域への囲い込みにほかならないからであ る。これは、たとえ、乗車口まで表示される点字

ブロック(11)が設置されるにしても、その囲い込み からの障害者の出口を示すに過ぎない。積極的に 障害者が社会に完全参加するための思想は生れて こないように思われる。いかに安全の為とはいえ 足裏に不快感を感ずる物の上を歩きつづけねばな らぬ義務がある、といえるのであろうか。触知の 程度を高めるために凸部を高くすると、歩行の困 難度が増す。安全に歩行する,とは,安全であり さえすればよいということではない。福井嗣泰氏 の研究によれば、区別し易いものほど「踏み心地 の悪さ、痛みなども顕著となった。」(12)とある。足 裏への刺激という触覚にうったえるだけの情報提 供だけでは不十分である。 周囲の晴眼者の配 慮 がなければ, だめだということは, 報告書にも ふれられている。⁽¹³⁾施設のみによってすべての安 全配慮がはかられる, というのは正しくない。駅 舎の改良、稠密な列車ダイヤの緩和、駅員の見張 り等がないかぎり、晴眼者をふくめたホーム転落 事故はなくならない。駅の歩行誘導, 安全配慮は, 歩行訓練士による点字ブロックを使う訓練、点字 ブロックをたどれば、どこへ行けるのか、といっ た点字板・放送によるガイド情報提供といった, ソフト及びハードを含むシステムによって初めて 実現するものである。そうして初めて視覚障害者 の歩行誘導や安全配慮がはかられることになる。 つまり、視覚障害者の歩行システムは、総合的な 社会保障が可能となってのみ実現するのである。 それでなく、ただ点字ブロックを敷設しておけば 安全配慮義務をはたしたと思っているのは間違い である。

それでは、現在の施設としては、点字ブロックしかないが、それ以上の施設としてはなにが考えられるかということを述べて本稿の筆を置くこととしたい。まず第一に点字ブロックの次にくる施設として、ホーム上に埋設したケーブルなどから電波を発し、それを携帯用の機器でキャッチるられる。いわゆるシステムが考えられる。いわゆるラジオナビゲーションシステムである。これならば、その信号音なり、案内アナウンスをいれることにより、自分がホーム上のどの部位にいるか、どのより、自分がホーム上のどの部位にいるか、どのより、自分がホーム上のどの部位にいるか、どの本様がらどのくらいはなれているか、どのような場場からどのくらいはなれているか、どの大きる。少なくともそこまで設置することが旅客と

しての視覚障害者にたいする安全配慮義務に含ま れるであろう。また、赤外線などを使い一定範囲 を越えると警報が鳴るようなシステムも考えられ る。(14)これは視覚障害者だけでなく健常者にたい しても警告出来る機能をもつ。しかし、右の方法 も十全のものではない。 転落防止という点では, 不完全であるし、又右の装置の発想は、やはり視 覚障害者の一定区域への囲い込みである点字ブロ ックのシステムを電気的に少し手直ししたにすぎ ない。より要請されるのは、文字通り、視覚障害 者が自力で周囲の状況を判断しうる機器である。 例えば、ラジオナビゲーションシステムでは障害 物の情報を二次元的にしかえられない。ところが、 ホーム上には鉄柱とかベンチ或いは旅客等が不規 則に存在する。それまでも、点字ブロックは勿論 ラジオナビゲーションシステムですべて網羅して 情報を提供することはむずかしい。立体的に状況 を把握しうる機器が必要とされる。(15)これと前述 のラジオナビゲーションシステムとの併用で視覚 障害者が自己の欲するままに自由かつ快適に歩行 しうるとすれば、完全参加と平等がはかりうる基 礎ができるのではないかと考える。駅の旅客扱い にとって都合の良いホームが逆に視覚障害者にと って危険な要素がある場合もある。それゆえにこ そ、安全をはかる必要が一層生じるのである。ホ - ムの省力化・合理化がすすめばすすむほど、そ れに比例して安全配慮のための施設が造られてい かねばならない。神戸のポートアイランドの新交 通システムはその方向性をあらわすものといえよ う。(16)合理化すればするほど危険の発生が増すの であるから、これを防ぐてだてが必要となる。万 が一転落した場合でも,必ず退避しうる場所を設 けることが必要である。これは、ひとり視覚障害 者のためではなくて、晴眼者のホーム利用にもつ ながる。駅ホーム上の点字ブロックは、もともと は外的な手段によって, 視覚障害者の安全を確保 することが主眼とならざるをえない。本来ならば、 電子機器などを使用して、晴眼者の利用するもの に近い機能あるいは、同様の感覚がえられる方策 を考案すべきであり、それが視覚障害者にとって 負担とならない方法で供与乃至貸与されるべきで ある。それが実現したあかつきには、点字ブロッ クはその役目を終えるであろう。ホームに溢れん

ばかりの乗客が存在せざるをえない交通環境の悪化,それは、ほんの一瞬の不注意、肉体の不調によってホーム縁端から転落する危険に晴眼者も含めたいずれもがおちいることを示す。列車が進入して停止するまでホーム上で乗客と接触しないようにしておく施設を設ける等の施策をとらないかぎり、駅ホームでの事故を防ぐことは不可能であろう。

- (1) 井上英夫「損害賠償判例にあらわれた障害者」 茨城大学人文学部紀要(社会科学)第14号,59頁 参照。
- (2) 松戸駅では先に述べたように階段下のホーム 事務室付近の狭い部分では、点状ブロックを使 い危険を、そうでない広い部分では併用型ブロッ クを使って進行可を示している。これは、明らか に両者の機能に差をもたせるものである。しかし、 この原則でいくと、都区内の駅の点状ブロック使 用ホームは、殆ど危険地帯の表示ばかりとなり、 併用型ブロック使用の所は総て進行可となる(実 際には危険な所もある)。用法の不統一は、こうい う混乱をもたらすのである。
- (3) 児島他編「障害者と社会保障」98頁(鈴木清覚 執筆)参照。
- (4) 社会的弱者の参加の保障の必要性については 小林直樹「現代基本権の展開」230頁参照。
- (5) 上野訴訟東京地裁判決, 判時919号82頁参照。
- (6) 従来,無償の介護者の人権の尊重が,必ずしも 前面におしだされてこなかった。それが日本型社 会福祉の安全弁として大きく作用しており,社会 保障の権利を曖昧なものにしてきたのではなか ったかと考える。
- (7) 1981年 5 月28日衆議院本会議決議。
- (8) 「障害者に住みよいまちを」60頁には、奈良市 役所玄関点字誘導ブロック(3列幅90cm)につい て「幅が広すぎ、途中曲っていても停止表示もな く視力障害者は歩いていて不安です。」とある。
- (9) 私自身点字ブロックを踏んで歩く調査を行ったが、その調査時間が一日7~8時間(勿論その総ての時間点字ブロックを踏んでいたわけではない。) に及んだことを考慮にいれるにしても極度の疲労感・不快感の残ったことは否めない。
- · (10) 「脳性マヒの方から点字ブロックにつまづくこ

ともある | との発言については第3章注(7)参照。

- (11) 例えば常磐線松戸駅。
- (12) 福井前掲58頁参照。
- (13) 「報告書」90頁参照。
- (4) 前掲秋山ちえ子ほか座談会木下茂徳発言, IATSS review 第7巻3号191頁参照。
- (15) 超音波を発射して障害物探知を行う機器(超音波眼鏡――商品名「ソニックガイド」) が開発され、一部の自治体では貸与されている。
- (16) 神戸ボートライナー,大阪ニュートラムは,視覚障害者の誘導という点でかなりレベルの高いブロックの使い方をしている。それらは,ホーム縁端に壁とドアがあって,車輛が定位置に停止して始めて,車輛のドアと連動してホーム縁端のドアも開く。つまり,エレベーターを横にしたようなものである。それを見て感じたことは,転落防止ということが完璧に防止されるが故に全体のシステムとして,ホーム誘導用のブロック及び乗車口の位置表示用のブロックを本来の誘導機能を活かして設置できるということであった。

〔訂正〕 法研論集第28号142頁5・6行目「2 cm が14」を「2 cm が18」へ,「3 cm が10」を「3 cm が6」へ訂正。144頁注(20)「西日暮里〔4/4〕の4駅」を「西日暮里〔4/4〕,東京〔4/22—在来線ホーム〕の5駅」へ,同頁注(21)「東京駅〔10/22〕」を「東京駅〔6/22—新幹線ホーム〕、へ訂正。第29号124頁表1-1東京の間隔の項「3」を「2・3」へ訂正。

(完)